

## 令和4年度 事業計画

### (1) 食品衛生思想の普及に関する事業

飲食に起因する危害の発生を防止するため、食品衛生に関する正しい知識の普及啓発のための事業を行う。

#### ① 食品衛生功労者の表彰

食品衛生の向上及び増進に努め、食中毒等食品事故の発生防止のために尽力した個人に対し、その功績を称え表彰を行う。

#### ② 食品衛生優良施設の表彰

食品衛生の向上及び増進に努め、食中毒等食品事故の発生防止のために他の規範となった施設に対し、その功績を称え表彰を行う。

#### ③ 食品衛生月間の実施

食中毒が発生しやすい8月に国及び県が実施する「食品衛生月間」に呼応し、各種啓発を実施する。

- チラシの作成・配布
- ホームページでの注意喚起
- 各地区食品衛生協会の実施する啓発事業の支援
- 食品衛生関係視聴覚機材（DVD）、衛生教育教材（手洗いチェッカー）の貸し出し
- その他啓発資材（のぼり旗、協会法被）の貸し出し

#### ④ 食品衛生推進大会の開催

食品関係営業者及び消費者の食品衛生意識の向上を目的とし、会員・非会員を問わず無料で参加できる大会を開催する。

#### ⑤ ホームページ・広報誌等による食品衛生情報提供

- 広報誌「県食協かごしま（第39号）」の発行  
食品衛生関係情報を提供するため、7,000部程度作成し、食品関係営業者、保健所等関係機関、一般消費者へ配布する。
- ホームページの管理・運営  
食品営業関係者及び消費者に対して、最新の食品衛生情報を提供するため、インターネットによるホームページを公開する。
- その他  
ノロウイルス食中毒予防強化期間等、必要に応じ食品衛生関係チラシの配布を行うなど、提供情報に努める。

### (2) 食品関係営業者の自主管理体制の強化に関する事業

県民の食の安心・安全を守るため、食品関係営業者自らが衛生管理を行うことにより食中毒等食品による事故発生防止を図ろうとする自主管理体制の強化をはかるため、研修を受け必要な知識を習得し当協会会長から「食品衛生指導員」として委嘱された食品衛生指導員が、保健所の指導を受けながら会員・非会員を問わず全ての食品関係営業施設を対象に衛生指導・相談・助言を行う。

#### ① 県委託事業（営業許可更新申請前指導）の実施

鹿児島県の委託事業として、鹿児島県知事の権限に係る食品衛生法に基づく営業許可満了期限を当該年度中に控える営業施設に対し、食品衛生指導員が営業継続許可申請の手続き指導と施設の不備箇所の改善指導を行う。

#### ② 食品衛生指導員体験発表会の開催

協会活動の中核として位置付けられている食品衛生指導員の資質の向上と知識の研鑽を図るため、食品衛生指導員による体験発表を行う。

#### ③ 食品衛生指導員養成講習会の開催

協会活動の中核として位置付けられている食品衛生指導員について、退任等により委嘱者数が減少しているため、新規指導員を養成する。

#### ④ 食品衛生指導員研修会の開催

食品衛生指導員の資質の向上を図るため、食品衛生知識と指導技術の研修を行う。

○食品衛生指導員部長研修の開催

○食品衛生指導員全国研修会への指導員派遣

○（公社）日本食品衛生協会 食品衛生指導員活動特別補助金事業の実施

・食品衛生指導員養成等研修事業

・食品衛生指導相談事業

### （3）食品関係営業者及び従事者の指導育成に関する事業

食品関係営業者及び従事者の資質向上を図り、併せて消費者に対する食品衛生思想啓発のための講習会を開催する。

#### ① 衛生講習会の開催

各地区食品衛生協会と協力し、食品営業者および消費者に対する食品衛生の啓発ならびに衛生的な手洗いを普及推進する人材育成を目的とした「手洗いマイスター認定講習会」を開催する。

#### ② 県委託事業（食品衛生責任者再講習会）の実施

鹿児島県食品衛生法施行条例により設置が義務付けられている食品衛生責任者に対し、県からの委託を受けて、営業許可更新後の再教育講習会を開催する。

### （4）会員の福利厚生に関する事業

#### ① 食品営業賠償共済等の各種共済の加入促進

会員の不慮の災害、事故に備えるとともに、経営の安定と消費者保護の観点から各種共済の加入促進に努める。

#### ② 優良物資の推奨並びに斡旋

食品関係営業者に対し、食品衛生の知識向上に役立つ書籍の紹介・斡旋を行い、食品衛生思想の啓発に努める。